

県史跡「海底電線陸揚室跡(電信屋)」の指定について

文化財課

1 県史跡の指定

沖縄県文化財保護条例第32条第1項の規程により、「海底電線陸揚室跡(電信屋)」を沖縄県史跡に指定した。

指定日は、沖縄県公報に登載された8月27日付けとなる。

○沖縄県指定史跡

海底電線陸揚室跡(電信屋)

○解説

海底電線陸揚室跡は、石垣市屋良部半島南部の海岸に近い平地に位置する近代の遺跡である。地元では「電信屋」とも呼ばれる。

1894(明治27)年日清戦争が始まり、翌年日清戦争後、台湾が日本領となると、陸軍省は台湾の監視と植民地政策の推進を図るための軍事的目的に基づいて、1896(明治29)年に臨時台湾電信建設部を設立し、鹿児島県肝属郡(きもつきぐん)南大隅町大浜から奄美大島、沖縄本島、石垣島を経て、台湾の基隆(キールン/きりゅう)までを結ぶ海底電線を敷設した。その際、日本本土と台湾を結ぶ海底線(沖縄本島-石垣島-台湾基隆間854.9km)の重要な中継基地として、1897(明治30)年に海底電線陸揚室が建設された。海底電線陸揚室跡の敷地内には、建物や貯水用タンク、石積、井戸などが現存する。

海底電線陸揚室跡は1897(明治30)年に造られた通信施設であり、日清戦争後の台湾経営など近代日本の政策や軍事に関する遺跡である。また、沖縄県が近代の通信情報網に組み込まれた社会情勢を示すとともに、八重山諸島における沖縄戦の痕跡を残すことにおいて、重要な遺跡であると評価される。

○これまでの経緯

- ・平成30年12月28日に「海底電線陸揚室跡(電信屋)」の指定について、県教育委員会より沖縄県文化財保護審議会に諮問。
- ・令和2年10月28日に沖縄県文化財保護審議会から第2専門部会に調査を指示。
- ・令和2年11月24日に開催された第2専門部会において、検討が行われた。
- ・令和3年3月26日に開催された沖縄県文化財保護審議会(書面会議)において、指定することで結論がまとまった。
- ・令和3年4月7日に沖縄県文化財保護審議会会長から県教育委員会へ指定するように答申された。

参考資料

海底電線陸揚室跡(電信屋)の年表

戦前

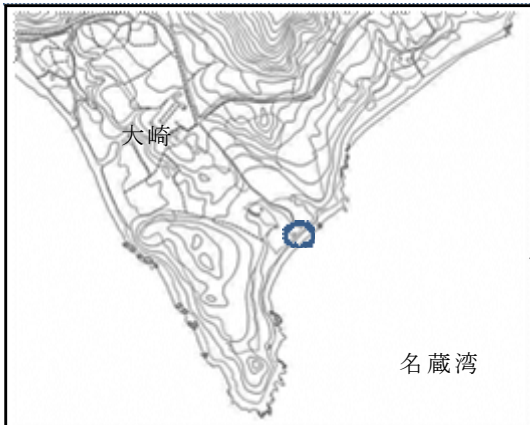
- ・1894(明治27)年日清戦争が始まると、将来の日露戦争を予見した日本の陸軍省はロシアによる大北通信会社通信線の妨害を恐れ、日本と台湾を結ぶ新たな対外通信線の敷設を計画。
- ・日清戦争後、台湾が日本領となると、陸軍省は台湾の監視と植民地政策の推進を図るための軍事的目的に基づいて、1896(明治29)年に臨時台湾電信建設部を設立。
- ・その際、日本本土と台湾を結ぶ海底線(沖縄本島-石垣島-台湾基隆間854.9km)の重要な中継基地として、1897(明治30)年に石垣市に海底電線陸揚室を建設。同時に石垣市字大川12番地に八重山通信所が開設され、石垣島から西表島を結ぶ支線の敷設。
- ・翌1898(明治31)年八重山通信所と八重山郵便局が合併して八重山郵便電信局となり、海底電線陸揚室も陸軍省から旧逓信省へ移管され、軍事通信の傍ら、一般通信にも利用。

戦時中

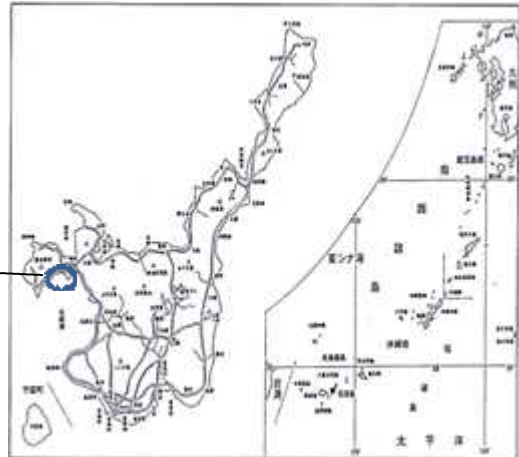
- ・沖縄戦の際、八重山諸島は米英空母艦載機による空襲を受け、海底電線陸揚室の建物には機銃掃射による無数の弾痕が残っている。
- ・字大川にあった八重山郵便電信局は1945(昭和20)年7月に空襲によって全焼し、電信が途絶えたが、1945(昭和20)年5月までは沖縄本島の牧志郵便電信局との間の交信記録が見られる。

戦後

- ・戦後、無線電信電話の発達に伴い、海底電線陸揚室としての役目を終えたが、登記上は旧逓信省所有のまま。
- ・1972(昭和47)年に沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づいて日本電信電話公社の所有。
- ・1985(昭和60)年日本電信電話公社民営化の際に石垣市に無償譲渡。
- ・1986(昭和61)年に石垣市史跡に指定。



海底電線陸揚室跡の位置



石垣市の位置図



建物全景①



建物全景②



建物内部



壁に残る弾痕



貯水用タンク



防護用の石積